

原子力災害対策編に係る関係細部計画 新旧対照表（京都市水道対策計画）

頁	現 行	修 正 案	修正理由				
121	第 1 目的 この計画は、水道事業等について、・・・ (略) 2 平常時モニタリングの実施 (略) (1) <u>水道事業</u> (略) <table><tr><td><u>事業名</u></td></tr><tr><td><u>水道事業</u></td></tr></table> (2) <u>地域水道事業及び京北地域水道事業</u> (略) <table><tr><td><u>事業名</u></td></tr><tr><td><u>地域水道事業</u> <u>及び</u> <u>京北地域水道事業</u></td></tr></table> ＊大原地域<u>水道</u>の採水箇所は、伏流水を水道原水としている大原	<u>事業名</u>	<u>水道事業</u>	<u>事業名</u>	<u>地域水道事業</u> <u>及び</u> <u>京北地域水道事業</u>	第 1 目的 この計画は、水道事業について、・・・ (略) 2 平常時モニタリングの実施 (略) (1) <u>市街地</u> (略) <u>(表中「事業名」,「水道事業」を削除)</u> (2) <u>山間地域</u> (略) <u>(表中「事業名」,「地域水道事業及び京北地域水道事業」を削除)</u> ＊大原地域の採水箇所は、伏流水を水道原水としている大原第 1	平成 29 年 4 月に、山間地域の水道を京都市水道事業に統合したため。
<u>事業名</u>							
<u>水道事業</u>							
<u>事業名</u>							
<u>地域水道事業</u> <u>及び</u> <u>京北地域水道事業</u>							

原子力災害対策編に係る関係細部計画 新旧対照表（京都市水道対策計画）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	第1 浄水場を対象とする。 ア 久多地域<u>水道</u>、広河原・花脊地域<u>水道</u>及び弓削地域<u>水道</u> 久多、広河原・花脊及び弓削の各地域<u>水道</u>の浄水場は、大飯発電所に係るUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）に指定された範囲内にある水道施設であることから、モニタリングの対象とする。 イ その他の地域<u>水道</u> 大原地域<u>水道</u>及び京北地域<u>水道事業</u>の大部分は、表流水又は伏流水を水道原水としており、水質は、桂川水系（上桂川）及び鴨川水系（高野川）に代表されることから、両水系のうち、給水人口の多い京北中部地域<u>水道</u>及び大原地域<u>水道</u>について、放射性物質の測定を定期的実施する。	浄水場を対象とする。 ア 久多地域、広河原・花脊地域及び弓削地域 久多、広河原・花脊及び弓削の各地域の浄水場は、大飯発電所に係るUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）に指定された範囲内にある水道施設であることから、モニタリングの対象とする。 イ その他の地域 大原地域及び京北地域の大部分は、表流水又は伏流水を水道原水としており、水質は、桂川水系（上桂川）及び鴨川水系（高野川）に代表されることから、両水系のうち、給水人口の多い京北中部地域及び大原地域について、放射性物質の測定を定期的実施する。	
122	（上から二行目） （参考）地下水（深井戸）の安全性について 本市の<u>地域水道</u>の水源として、・・・ 3 緊急時モニタリングの実施 （略） （1）<u>水道事業</u> （略） （2）<u>地域水道事業及び京北地域水道事業</u> 緊急時には、・・・、他の<u>地域水道</u>をモニタリング対象に・・・。	（上から二行目） （参考）地下水（深井戸）の安全性について 本市の<u>山間地域</u>の水源として、・・・ 3 緊急時モニタリングの実施 （略） （1）<u>市街地</u> （略） （2）<u>山間地域</u> 緊急時には、・・・、他の<u>山間地域</u>をモニタリング対象に・・・。	

原子力災害対策編に係る関係細部計画 新旧対照表（京都市水道対策計画）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	第４ 水道水摂取制限及び制限時における広報体制について １ 水道水の摂取制限 （１）原子力緊急事態宣言が発出されていない場合 厚生労働省の通知（平成２４年３月５日付）に基づき、水道水中の放射性セシウムの濃度が管理目標値を超過した場合、原因の究明を行い、適切に措置する。また、管理目標値を長期間経過すると見込まれる場合には、摂取制限等の措置を講じる。	第４ 水道水摂取制限及び制限時における広報体制について １ 水道水の摂取制限 （１）原子力緊急事態宣言が発出されていない場合 厚生労働省の通知（平成２４年３月５日付）に基づき、水道水中の放射性セシウムの濃度が管理目標値（<u>１０ベクレル/kg</u>）を超過した場合、原因の究明を行い、適切に措置する。また、管理目標値を長期間経過すると見込まれる場合には、摂取制限等の措置を講じる。	
123	第５ 水道水の摂取制限下における代替水の確保について （略） ２ 応急給水槽，配水池における放射性物質に汚染されていない水の確保 （略） （参考）緊急時の水道水確保量（平成<u>２８</u>年<u>６</u>月<u>３０</u>日現在） ・ 応急給水槽： ３８０ｍ^３ （略） ３ 災害時協力井戸の活用 市内６２１箇所（平成<u>２８</u>年<u>７</u>月<u>１</u>日現在）登録・・・	第５ 水道水の摂取制限下における代替水の確保について （略） ２ 応急給水槽，配水池における放射性物質に汚染されていない水の確保 （略） （参考）緊急時の水道水確保量（平成<u>２９</u>年<u>７</u>月<u>１</u>日現在） ・ 応急給水槽： ３８０ｍ^３ （略） ３ 災害時協力井戸の活用 市内６２１箇所（平成<u>２９</u>年<u>１０</u>月<u>３１</u>日現在）登録・・・	時点修正